

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業 (居宅介護及び重度訪問介護) ミストラル介護センター運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ミストラルサービスが設置するミストラル介護センター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害者福祉サービス事業（居宅介護及び重度訪問介護）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護事業及び重度訪問介護事業（以下「居宅介護事業等」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護事業等の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 居宅介護事業等においては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また必要な身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 市町村、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 居宅介護事業等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日）(厚生労働省令第百七十一号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 居宅介護事業等の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミストラル介護センター
- (2) 所在地 京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、サービス提供責任者及び訪問介護員と兼務）
従業者および業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護事業等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 7名以上（訪問介護員と兼務）
 - ①居宅介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。

- ③居宅介護支援事業者等に対し、居宅介護事業等の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ④訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ⑤訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 40 名以上
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
訪問介護員は、訪問介護計画に基づき居宅介護事業等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 2 名以上
必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。
(ただし、8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間(窓口) 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業者で行う居宅介護事業等を提供する主たる対象の障害種類は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業
 - ① 身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - ② 知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ③ 障害児(18歳未満の精神障害者を除く)
 - ④ 難病等対象者(18歳未満の者を除く)
- (2) 重度訪問介護
 - ① 身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - ② 知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ③ 障害児(18歳未満の精神障害者を除く)
 - ④ 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(居宅介護事業の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護事業等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業等計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③衣類着脱の介護
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤必要な通院介助
 - ⑥その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事介助

(利用料等)

第9条 居宅介護事業等を提供した際には、利用者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則1割）の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、利用者から介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から居宅までの距離に応じ請求するものとし、1キロメートルあたり50円の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 居宅介護事業等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した居宅介護事業等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の居宅介護事業の実施地域は、福知山市（三和町、大江町、夜久野町を除く）とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 居宅介護事業等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅介護事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（但し、当社加入損害保険補償額内とする）。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、居宅介護事業等護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護に関し、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した居宅介護事業等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

当事業所の相談窓口 阪口 芽久美 TEL 0773-20-2221 Fax 0773-20-2224

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（ただし、土日、12月30日～1月3日を除く）

(5) 成年後見制度の利用支援

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体的拘束等防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体的拘束等防止のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(ハラスメントに関する対策)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての居宅介護事業等従業者に対し、資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護事業等の提供をさせないものとする。
 - 6 事業者は、居宅介護事業等計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
 - 7 事業所は、適切な居宅介護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 8 事業所は、居宅介護事業等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ミストラルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。